平成29年第7回本部町議会臨時会会議録								
   招 集 年 月	日 平成29年11月14日							
		本部町議会議場						
開閉会日	時 開 会							
	言 閉 会	閉 会 平成29年11月14日 午		前11時01分				
※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。								
出席	14 名	欠席	0 名	欠	員	) 名		
議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏	名	出席等別		
1 厚	真 部 卓 也	出	9	具志堅	勉	出		
2	崎 浜 秀 昭	"	10	座間味	栄 純	"		
3 5	比 嘉 由 具	IJ	11	松川	秀清	11		
5 /,	小橋川 健	IJ	12	喜納	政 樹	11		
6 E	伊良波 勤	IJ	13	宮城	達彦	"		
7	具志堅 正 英	IJ	14	崎 浜	秀 進	"		
8 1	仲宗根 須磨子	"	15	石 川	博己	11		
※ 会議録署名議員								
8番 仲宗根 須磨子			9番 具志堅		勉			
※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。								
町	長 高良	文雄	副町	<b>.</b>	平良	武康		
教 育	長 仲宗根	清二	総務	課長	仲宗根	章		
建設課	長 屋富祖	良美	産業振	興 課 長	伊野波	盛二		
※ 本会議に職務のため出席した者								
事 務 局	長宮城	健	主	事	仲宗根	農		

## 議 事 日 程

11月14日 (火) 1日目

日程番号	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	報告第10号	専決処分の報告について(本部港〈渡久地地区〉製氷施設新築工事 〈建築〉) (報 告)
4	報告第11号	専決処分の報告について(本部港〈渡久地地区〉荷捌き施設新築工事〈建築〉) (報 告)
5	議案第60号	専決処分の承認を求めることについて (瀬底島一周線の町道認定) (議案説明・審議・採決)
6	議案第61号	専決処分の承認を求めることについて (満名川線の町道認定) (議案説明・審議・採決)
7	議案第62号	専決処分の承認を求めることについて(具志堅真部線の町道廃止) (議案説明・審議・採決)
8	議案第63号	専決処分の承認を求めることについて (嘉津宇・具志堅線の町道認 定) (議案説明・審議・採決)
9	議案64号	平成29年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
10	意見書第1号	米軍大型輸送へリCH53E型機の事故に関する意見書 (議案説明・審議・採決)
11	決議第6号	米軍大型輸送ヘリCH53E型機の事故に関する抗議決議 (議案説明・審議・採決)

○ 議長 石川博己 ただいまから平成29年第7回本部町議会臨時会を開会します。

開 会(午前10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって8番 仲宗根須磨子議員及び 9番 具志堅 勉議員を指名します。

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日11月14日限りの1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

## (「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって会期は、本日11月14日限りの1日間に決定しました。

日程第3.報告第10号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。町長。

- 町長 高良文雄 おはようございます。平成29年第7回本部町議会臨時会におきまして、報告2件、議案5件を提案してございますので、慎重審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、それぞれの報告議案につきましては、担当課長のほうから説明をさせます。
- 〇 議長 石川博己 産業振興課長。
- 〇 産業振興課長 伊野波盛二 報告第10号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第 1 項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定に基づき報告する。記、平成29年第 2 回本部町議会(定例会)で議案第22号をもって議決された、本部港 (渡久地地区)製氷施設新築工事(建築)工事請負契約で請負代金の契約変更について。平成29年11月14日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、本部港(渡久地地区)製氷施設新築工事(建築)について、契約金額「1億3,024万8,000円」を「129万3,840円」増額し「1億3,154万1,840円」に変更して改定契約を締結する。平成29年11月8日、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いします。変更箇所対照表でご説明します。今回変更になりましたのは、土工事と防水工事、そして金属工事がありますが、土工事においては残土処理の処理場までの運搬距離を当初6.5キロ以下の距離を想定しておりましたが、実際、3キロ以内の場所に処理場がありましたので、その分距離を減にしております。それから防水工事につきましては、ウレタン塗膜防水(軽歩行用)ということで当初積算しておりましたが、表面の仕上がりぐあいですとか、サンプルなどを持ち寄って施設利用者などとも協議したところ、作業性だとか耐久性だとか、そういうものを勘案した結果、より作業しやすい、滑りにくい素材のほうに変更しております。金

属工事については、安全背籠ということで、これは3階から3階の屋上に垂直のタラップがあるんですが、それの安全用の背籠、背中に回す籠なんですけれども、安全を配慮して設置しております。変更箇所は以上です。

次のページをお願いします。図面で今、平面図で示しておりますが、製氷棟の、この水色で色塗りした部分が防水塗膜工事の施工箇所でございます。次のページをお願いします。立面図で示したところでございます。製氷施設、1階の屋上部分、そして2階の屋上部分、3階の屋上部分、水色で示した場所が防水工事の箇所でございます。あと背籠がこの図面には示されておりませんが、2階の屋上部分ですね、3階から3階の屋上部分に上がる垂直のタラップがありますので、それに背籠を設置いたします。説明は以上です。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第10号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第4.報告第11号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。産業振興課長。

〇 産業振興課長 伊野波盛二 報告第11号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第 1 項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定に基づき報告する。記、平成29年第 2 回本部町議会(定例会)で議案第23号をもって議決された、本部港 (渡久地地区)荷捌き施設新築工事(建築)工事請負契約で請負代金の契約変更について。平成29年11月14日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いいたします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第 1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、本部港(渡久地地区)荷捌き施設新築工事 (建築) について、契約金額「1億311万8,400円」を「200万9,880円」増額し「1億512万8,280 円」に変更して改定契約を締結する。平成29年11月8日、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いします。変更箇所対照表でございますが、これについても変更箇所は土工事、防水工事、そしてもう一つはユニット及びその他工事ということであります。土工事につきましては先ほどと同じ理由で運搬距離が減ったということで精算しています。それと防水工事につきましても、先ほどの製氷施設と同じ理由によって素材を変更しております。あと、ユニット及びその他工事のほうは、施設の名称を当初、海側だけの1カ所に設計の中では説明書を表示する積算を入れていたんですが、県道側の、反対側といいますか、県道側にもやはりその説明書は表示したほうがいいということで、その分1カ所追加という形で行っております。

次のページをお願いします。こちら荷捌き棟の平面図でございますが、荷捌き施設の屋上部分、水色で示した部分が防水工事の箇所でございます。次のページをお願いします。これは立面図であらわしております。荷捌き施設の屋上部分に水色で示した箇所が防水工事の箇所でございます。説明は以上です。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第11号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第5. 議案第60号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

O 建設課長 屋富祖良美 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第 179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成29年11月14日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、農道等を路線認定することで、道路事業で計画予定の路線内における道路整備を行い、機能の向上及び地域住民の利便性向上につながる。これが、議案を提出する理由である。

次のページをお願いいたします。専決処分書。町道認定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、瀬底島一周線を町道として認定する。整理番号、236、路線名、瀬底島一周線、起点、本部町字瀬底2509番地1、終点、本部町字瀬底2509番地1、主な経過地といたしまして、琉球大学海洋生物研究施設。平成29年11月1日、本部町長職務代理者、本部町副町長 平良武康。

次のページお願いいたします。次のページが瀬底島一周線の航空写真であります。赤く塗られている部分が道路の新設、あと黄色の部分については農道、里道等があるので、それを拡幅する工事であります。あと琉球大学より右側に黒い点々がありますけれども、その部分に関しては農道整備で行われている箇所でありまして、今回その分については工事は行いませんが路線認定を行う必要があるということであります。次のページが起終点の地番の載った図面であります。

少しだけ、専決処分書の町道認定について説明したいと思います。この事業は、北部振興策事業でありまして、11月1日に国の意向により予算の内示、前に認定を行わないと内示が行えないという連絡がありまして、緊急に議会の招集が必要であるということで、諸事情により招集ができないために地方自治法第179条第1項において、議会の議決に付すべき事件について、特に緊急を要するため議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める。これが地方団体の長はその議決すべき事件を処分することができるということがあります。それを踏まえて、地方自治法第179条第3項において、地方公共団体の長は議会の議決においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならないということで、今回はその意向がありまして、議案、専決処分となっております。以上です。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第60号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第60号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第6. 議案第61号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

O 建設課長 屋富祖良美 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第 179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成29年11月14日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、満名川管理道路を路線認定することで、道路事業で計画予定の路線内における道路 整備を行い、機能の向上及び地域住民の利便性向上につながる。これが、議案を提出する理由で ある。

次のページをお願いいたします。専決処分書。町道認定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、満名川線を町道として認定する。整理番号、237、路線名、満名川線、起点、本部町字東600番地7、終点、本部町字並里2番地。平成29年11月1日、本部町長職務代理者、本部町副町長 平良武康。

次のページお願いいたします。満名川線、本部小学校のほうから並里の町田機工、部落に上がる橋の手前ですね、並里に上がる部落、そこまでを今回道路認定ということであります。次のページが起点、終点の番地となっております。以上であります。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第61号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第61号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第7. 議案第62号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

O 建設課長 屋富祖良美 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第 179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報 告し承認を求める。平成29年11月14日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、道路事業に伴い、嘉津宇・具志堅線を新たに認定するため具志堅真部線を廃止する 必要がある。これが、議案を提出する理由である。 次のページをお願いいたします。専決処分書。町道廃止について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、町道具志堅真部線を廃止する。整理番号、32、路線名、具志堅真部線、起点、本部町字具志堅1045番地2、終点、本部町字具志堅2453番地。平成29年11月1日、本部町長職務代理者、本部町副町長 平良武康。

次のページお願いいたします。丸く塗られているところが具志堅のハーソー公園、ちょうど ハーソー公園の上の道路のほうが具志堅真部線ということ。赤く塗られて、線で引かれているほ うが具志堅真部線。丸のほうが起点、三角のほうが終点ということであります。次のページが起 点、終点の図面であります。

ちょっと路線の廃止について、道路法についての根拠法がありますので、これは路線の認定とも一緒であります、読み上げます。第10条、市町村長は路線の一部を廃止しようとする場合の手続は、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならないということで、今回の廃止の承認を専決処分しております。

O 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第62号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第62号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第8. 議案第63号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

O 建設課長 屋富祖良美 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第 179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成29年11月14日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、謝花嘉津宇線の一部と旧具志堅真部線を路線認定することで、道路事業で計画予定 の路線内における道路整備を行い、機能の向上及び地域住民の利便性向上につながる。これが、 議案を提出する理由である。

次のページお願いいたします。専決処分書。町道認定について、地方自治法第179条第1項の 規定により、次のとおり専決処分する。記、嘉津宇・具志堅線を町道として認定する。整理番号、 238、路線名、嘉津宇・具志堅線、起点、本部町字嘉津宇22番地2、終点、本部町字具志堅1124 番地。平成29年11月1日、本部町長職務代理者、本部町副町長 平良武康。

次のページをお願いいたします。先ほどの廃止の図面から嘉津宇側に延びた部分、その部分を 含めての具志堅までの今回の路線認定であります。以上であります。

- 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番 喜納政樹議員。
- O 12番 喜納政樹 1点だけ確認したいことがあります。

先ほどの議案第62号で町道の廃止の、具志堅真部線を廃止して、今回議案第63号で嘉津宇・具志堅線ということで説明いただいたんですが、単純に起点が具志堅から嘉津宇に変わっているというのは何か、何らかの意味があるのか、工事上の何かがあるのか説明をいただきたい。具志堅真部線から嘉津宇・具志堅線になって起点も変わっているというのは、どういうあれがあるのか説明を願います。

- 〇 議長 石川博己 建設課長。
- O 建設課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明します。

起点の真部線、廃止と認定が違うという。道路認定するときには起点、終点の地番も入れての路線認定であります。それで後ろのほうに参考として起点、終点の地番を乗っけてあります。それをしないと道路認定ができませんので、今回それで起点、終点を変えての路線認定であります。嘉津宇に起点が来ているという、町道嘉津宇線、国道側からの嘉津宇線へ上がる町道があるんですけれども、これは整備されている町道でありまして、今回向こうのほうに、嘉津宇のほうまで延ばして工事しようということで、今回道路認定をしております。具志堅と嘉津宇のあい中が道路整備されていないものですから、それまで認定して整備しようということであります。

〇 議長 石川博己 休憩します。

休 憩(午前10時28分)

再開します。

再 開(午前10時29分)

建設課長。

- O 建設課長 屋富祖良美 上位の道路が、国道があるんですけれども、地方公共団体の施設に 近いところを起点とするという道路認定のものがありまして、それで嘉津宇のほうを起点として おります。
- 〇 議長 石川博己 休憩します。

休 憩 (午前10時30分)

再開します。

再 開 (午前10時30分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第63号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第63号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

日程第9. 議案第64号 平成29年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。 ○ 総務課長 仲宗根 章 議案第64号 平成29年度本部町一般会計補正予算について。平成29年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成29年11月14日提出、本部町長 高良文雄。

次の次のページをお願いいたします。平成29年度本部町一般会計補正予算。平成29年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ803万円を追加し、歳入歳出それぞれ70億233万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。(地方債の補正)第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

詳細は事項別明細書をもちまして説明させていただきます。開けまして、事項別明細書の歳出の部分からお願いいたします。4ページ、5ページでございます。6款1項5目農地費、5ページの工事請負費、瀬底地区水利施設改修工事費803万円の増でございますが、こちらは瀬底地区水利施設にありますポンプ1基中1基が現在故障しております。早期に改修する必要性がございますので、今回臨時議会において補正の提案をさせていただいております。それにあわせまして、ポンプ建屋が非常に老朽化しておりまして、それの建てかえも予定しております。こちらは県の補助、88%補助でございます。

続きまして6ページ、7ページをお願いいたします。9款1項2目の防災費、工事費で572万9,000円の増、備品購入費でマイナス572万9,000円、こちらは総額ではプラス・マイナス・ゼロでございまして、一括交付金事業の組み替えでございます。こちらは一括交付金を活用いたしまして整備を進めています防災関連の事業でございます。防災関連の事業と申しますと、備蓄品の購入、備蓄倉庫の整備、そして発電機の整備等を行っていますが、防災備品の572万9,000円の減額は、こちら発電機の入札残でございまして、残が出ました。そして防災備蓄倉庫整備工事572万9,000円、残の分をこちらに充てておりますが、こちらは水納小中学校に備蓄倉庫を整備いたしますが、水納小中学校の左奥のほうに整備いたします。できるだけ奥に寄せるために樹木の移動、そして外構の整備等が必要になります。そして学校の入り口も若干現場で確認したところ重機が通らない、工事費が必要ということになりまして、今回572万9,000円を組み替えしているところでございます。歳出は以上でございます。

戻りまして、歳入の2ページ、3ページをお願いいたします。3ページの704万円、こちらが歳入増でございますが、水利施設整備事業補助金、先ほど瀬底区の水利施設のポンプとポンプ小屋の改修分で県の補助金、88%補助ですので、その歳入分を充てております。その下の140万5,000円、繰越金。こちらは昨年度からの繰越金、今回単費で充当する分をこちらで計上しております。消防債の90万円の起債のマイナスでございますが、こちらは発電機を起債で充てる予定でございましたが、発電機、固定式から移動式に変えております。移動式に変えたためその分は起債がききませんので、その起債の分はマイナスしているところでございます。以上、説明を終わります。

- 議長 石川博己 これから質疑を行います。14番 崎浜秀進議員。
- 14番 崎浜秀進 工事請負費、瀬底の水利施設改修工事についてお聞きしたいと思います。 ポンプの故障だけなのか、それとも水量、これはあるのか。このポンプ小屋のポンプの故障は 何回目なのか、ずっとそれを聞いているわけですけれども、抜本的な解決方法、調査をする考え 方はないのか。その2点、ポンプだけの故障なのかということと、水量があるのかということ。 それと3点目、抜本的な調査が必要だと思うんだけれども、考えているのかどうか。
- O 議長 石川博己 産業振興課長。
- O 産業振興課長 伊野波盛二 14番、崎浜議員にご説明いたします。

今回計上しております瀬底地区水利施設改修工事、ポンプの故障によりますポンプの改修と建屋の改修ということで説明しておりますが、この事業は既に抜本的な調査は終わりまして、県のほうとも調整して、国の補助事業を採択している事業でございます。計画としては今年度に実施設計をして、次年度、工事、そしてポンプ小屋の建屋の改修、そしてため池全体の改修という流れでの計画になっておりました。水量としては地下水をくみ上げてため池にためますので、地下には十分の水があるということも調査してあります。ただ、今回調査中、実施設計の途中でポンプが故障してとまりましたので、次年度予定していた工事費から県と調整しまして、前倒しで今年度、ポンプと建屋の改修分は予算をとったということになっております。次年度はため池の改修と、全部改修を終えるという計画になっております。以上です。済みません、つけ加えて説明します。次年度の工事としましては、前倒しでポンプのやりかえとポンプ小屋のやりかえを今年度やりますので、次年度はため池全体、今2つのため池があるんですが、それを1つのため池にまとめて改修します。全部やりかえします。予算的には約7,000万円の事業を予定しております。以上です。

- O 議長 石川博己 14番 崎浜秀進議員。
- 14番 崎浜秀進 なぜそれを聞いたかというと、このポンプの故障は私が知っている限り、もう何回も改修されていると思うんです。水量があるということですので、やっぱり長期的に計画を立ててやってあげないと農家も困るんじゃないのかという気がするわけ。今農家は一番水の必要な菊とかそういうものを栽培しているわけですけれども、崎本部の河口からもくみ出している方たちがおりますので、ぜひ来年に、そのため池、一番問題なのはため池にたまっている土砂、そういうものもひっくるめて、たくさん水量がたまるような計画をしていただいて、農家のためになるように計画を実施してください。以上です。
- 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。2番 崎浜秀昭議員。
- **2番 崎浜秀昭** 防災備蓄倉庫を水納小中学校に設置するという話がありましたけれども、 校舎の左側ということでしたけれども、海抜はどのくらいあるところなんでしょうか。
- O 議長 石川博己 休憩します。休 憩 (午前10時42分)再開します。再 開 (午前10時43分)総務課長。

- O 総務課長 仲宗根 章 2番、崎浜議員に説明いたします。 水納小中学校は海抜7メートルでございます。
- O 議長 石川博己 2番 崎浜秀昭議員。
- **2番 崎浜秀昭** なぜこういう質疑をしたかといいますと、前回の定例会の一般質問の中で、 私、水納島の防災のあり方について、津波がもし来たときにあの高さで大丈夫かということで質 問をしたことがあると思うんです。だからそういったものを想定してこれをつくってほしいとい う思いがありまして、だからもう少し抜本的な、水納島の津波対策というものを考えてやられた ほうがいいんじゃないかと思うんですが、その点、もう少し水納島の津波対策について考えてい ただけないかということですけれども、その点についてもう一度お伺いします。お願いします。
- O 議長 石川博己 総務課長。
- O 総務課長 仲宗根 章 2番、崎浜議員にご説明いたします。

水納小中学校、先ほど申し上げましたが海抜7メートル。ということは7メートルのところに 備蓄倉庫を置く予定となっております。この前、確かに議員がおっしゃるとおり、例えば津波が 来た場合にその備蓄倉庫自体が被災されるおそれがないかということでございます。例えば、申しわけございませんが、今、避難する経路もつくっていますが、屋上に備蓄倉庫が置けるかどうか。その場合、費用の面もまたどうなのか等、申しわけありませんが、十分検討させてもらいたいと思っております。

- O 議長 石川博己 2番 崎浜秀昭議員。
- **2番 崎浜秀昭** 現状は、これでやる方法でいいかと思います。将来に向けて、やはり水納島はこれは頭に入れておかないといけないところだと思いますので、将来的にそういったところも検討しながら、もうちょっと万全な、水納島の津波防災対策という観点から、もうちょっとしっかりとしたものを検討していただきますよう要望して、質疑を終わります。
- 〇 議長 石川博己 休憩します。

休 憩 (午前10時46分)

再開します。

再 開 (午前10時46分)

ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから議案第64号 平成29年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第64号 平成29年度本部町一般会計補正予算については、 原案のとおり可決されました。

日程第10. 意見書第1号 米軍大型輸送ヘリCH53E型機の事故に関する意見書についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。14番 崎浜秀進議員。

〇 14番 崎浜秀進 意見書第1号、平成29年11月14日。本部町議会議長 石川博己殿。提出者、本部町議会議員 崎浜秀進。賛成者、本部町議会議員 座間味栄純。賛成者、本部町議会議員 喜納政樹。米軍大型輸送へリCH53E型機の事故に関する意見書。上記の意見書を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

米軍大型輸送ヘリCH53E型機の事故に関する意見書。

平成29年10月11日午後5時半頃、沖縄県北部地域東村高江集落の民間地に米軍大型輸送へリC H53E型機が緊急着陸し、炎上・大破した。

事故現場は、民間所有の牧草地で刈取作業がピークを迎える中、所有者は別の畑で作業をしており、危うく難を逃れた。さらに、事故現場から最も近い住宅地まで約300mの距離で、一歩間違えれば人命にかかわる大惨事になりかねない重大な事故である。又、現場から、福地ダムの流域界までわずか400mで、本島全域の飲用可能な水(上水道)の6割が送水されており、県民に不安の声が広がっている。

平成16年に宜野湾市の沖縄国際大学に墜落した同型ヘリや、平成25年に宜野座村内に墜落炎上 したHH60G型機など、これまでも県内では米軍航空機による事故が繰り返されている。

北部地域において、北部訓練場やキャンプシュワブ、キャンプハンセン、伊江島補助飛行場等、多くの米軍訓練施設が存在し、昼夜を問わずヘリなどの飛行訓練が頻繁に行われ、事故も発生していることから、飛行経路となっている集落や着陸帯に隣接する地域住民を不安に陥らせている。このような中、名護市における米軍オスプレイ墜落事故から1年も経たないうちに、今度は大型輸送ヘリが東村の民間地で炎上・大破した事故が発生したことは、極めて遺憾であり、沖縄の基地負担軽減を揚げる日米両政府の責任は重大である。

本部町議会は、過去に同様な事故が発生するたびに、幾度となく抗議決議を行い、米軍への再発防止や飛行停止を訴えてきたが、またもや原因究明や再発防止策の説明がないまま飛行が再開された。

このように住民の安全・安心に配慮せず、不安な思いを真撃に受け止めない日米両政府に対して、激しい憤りを禁じ得ない。

よって、本部町議会は住民の生命と財産を守る立場から今回の事故に対し、厳重に抗議すると ともに、同型機へリの飛行中止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年11月14日、沖縄県国頭郡本部町議会。あて先、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、外務省特命全権大使沖縄担当、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長。以上です。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書第1号 米軍大型輸送ヘリCH53E型機の事故に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって意見書第1号 米軍大型輸送へリCH53E型機の事故に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 決議第6号 米軍大型輸送ヘリCH53E型機の事故に関する抗議決議についてを議 題とします。

本案について提出者の説明を求めます。14番 崎浜秀進議員。

〇 14番 崎浜秀進 決議第6号、平成29年11月14日。本部町議会議長 石川博己殿。提出者、本部町議会議員 崎浜秀進。 賛成者、本部町議会議員 座間味栄純。 賛成者、本部町議会議員 喜納政樹。米軍大型輸送ヘリCH53E型機の事故に関する抗議決議。上記の決議を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

米軍大型輸送ヘリCH53E型機の事故に関する抗議決議。

平成29年10月11日午後5時半頃、沖縄県北部地域東村高江集落の民間地に米軍大型輸送ヘリC H53E型機が緊急着陸し、炎上・大破した。

事故現場は、民間所有の牧草地で刈取作業がピークを迎える中、所有者は別の畑で作業をしており、危うく難を逃れた。さらに、事故現場から最も近い住宅地まで約300mの距離で、一歩間違えれば人命にかかわる大惨事になりかねない重大な事故である。又、現場から、福地ダムの流域界までわずか400mで、本島全域の飲用可能な水(上水道)の6割が送水されており、県民に不安の声が広がっている。

平成16年に宜野湾市の沖縄国際大学に墜落した同型ヘリや、平成25年に宜野座村内に墜落炎上 したHH60G型機など、これまでも県内では米軍航空機による事故が繰り返されている。

北部地域において、北部訓練場やキャンプシュワブ、キャンプハンセン、伊江島補助飛行場等、多くの米軍訓練施設が存在し、昼夜を問わずヘリなどの飛行訓練が頻繁に行われ、事故も発生していることから、飛行経路となっている集落や着陸帯に隣接する地域住民を不安に陥らせている。このような中、名護市における米軍オスプレイ墜落事故から1年も経たないうちに、今度は大型輸送ヘリが東村の民間地で炎上・大破した事故が発生したことは、極めて遺憾であり、沖縄の基地負担軽減を揚げる日米両政府の責任は重大である。

本部町議会は、過去に同様な事故が発生するたびに、幾度となく抗議決議を行い、米軍への再発防止や飛行停止を訴えてきたが、またもや原因究明や再発防止策の説明がないまま飛行が再開された。

このように住民の安全・安心に配慮せず、不安な思いを真撃に受け止めない日米両政府に対して、激しい憤りを禁じ得ない。

よって、本部町議会は住民の生命と財産を守る立場から今回の事故に対し、厳重に抗議すると ともに、同型機へリの飛行中止を求める。

以上、決議する。

平成29年11月14日、沖縄県国頭郡本部町議会。あて先、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日 米軍沖縄地域調整官、在沖米軍総領事。以上でございます。

O 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから決議第6号 米軍大型輸送ヘリCH53E型機の事故に関する抗議決議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって決議第6号 米軍大型輸送へリCH53E型機の事故に関する 抗議決議については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第7回本部町議会 臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他 の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第7回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会(午前11時01分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 石 川 博 己

本部町議会議員 仲宗根 須磨子

本部町議会議員 具志堅 勉